

情報公開審査会の答申概要（答申第 33 号）

- 1 公開請求文書 平成 14 年度犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）河川整備計画検討業務委託報告書の犀川水系流出計算に使用されている各流域の面積及びその分水界を決めた根拠となる平面図
同報告書の飽和雨量と流出量の検証結果の誤差指数を計算した範囲及び貯留関数により計算した流量の根拠資料
- 2 担当課（所） 辰巳ダム建設事務所
- 3 不服申立て等の経緯
 (1) H16. 6.25 公開請求 (4) H16.12.28 諮問
 (2) H16. 7. 9 不存在決定 (5) H17.11.25 答申
 (3) H16. 8. 9 異議申立て
- 4 諮問に係る審査会の判断結果
対象公文書について、不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第 11 条 第 2 項（不存在）	<p>県が実施する設計業務委託の成果については、特記仕様書に特別の記載のない場合は、土木部調査関係共通仕様書によるが、ここでは「詳細設計の計算書は、計算に使用した理論、公式の引用文献並びにその計算過程を明記しておくものとする。」と記載されており、特記仕様書に特別の記載のない限り、数値の根拠資料すべてについては膨大なものとなるため、成果品とはしていないとしている。</p> <p>各流域面積及び分水界図について 実施機関は、各流域面積及びその分水界図は、河川整備計画で要求される流出計算の精度から、通常、放水路の建設など分水界に大きな変更がない限り、過去に分析したデータをそのまま使用することとしており、平成 14 年度犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）河川整備計画検討業務委託報告書においても、平成 2 年の犀川水系工事実施基本計画策定時に調査した資料を使用したとしている。平成 2 年度の基本計画には、分水界を記載した縮小図を添付し、本件請求文書の各流域面積等を決めた根拠となる作業図は途中の資料であるため成果品としなかったと思われるとしており、この説明を覆すに足りる事実は認められない。</p> <p>誤差指数等の資料について 実施機関は、誤差指数は流出解析の条件を決める際に算定した流量と実測流量を比較検討する一つの目安となるもので、その数値は参考として扱っているとしている。したがって、流出解析手法の計算過程における数値であるため、成果品としなかったとしており、この説明を覆すに足りる事実は認められない。</p> <p>以上のとおり、本件請求文書については、いずれも実施機関が成果品としてはおらず、不存在であると認めざるを得ない。</p>

- 5 審議経過 審査回数 7 回

(別 紙)
答申第33号

答 申 書

平成17年11月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき、不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成16年6月25日に次の公文書（以下「本件請求文書」という。）について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- ・ 犀川水系流出計算に使用されている各流域の面積及びその分水界を決めた根拠となる平面図
- ・ 前回公開の平成14年度犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）河川整備計画検討業務委託報告書（以下「平成14年度委託報告書」という。）の飽和雨量と流出量の検証結果の誤差指数を計算した範囲及び貯留関数により計算した流量の根拠資料

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、公文書を保有していない理由を次のとおり付して、平成16年7月9日に異議申立人に通知した。

（公文書を保有していない理由）

上記の平面図及び根拠資料はいずれも保存文書ではないため、公開請求に係る文書は存在しない。

3 異議申立て

異議申立人は平成16年8月9日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、石川県知事に対して異議申立てを行った。

4 諮問

石川県知事は平成16年12月28日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び当審査会における意見陳述で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 公文書の不存在について

ア 各流域面積及びその分水界を決めた根拠となる平面図は、本来、県で引渡しを受けて保管しているべきものであり、そうしなければ、これらの資料を保有している受託業者に有利に働くことになる。また、分水界の線引きは技術者の考え方や技量、使用した平面図等の精度などによりかなり変化するものであり、計算ミスなども起こり得る。受託業者が前と同じ業者であれば、過去の成果が間違っていたとしても県に報告などがされることがないと思われる。

したがって、各流域面積等を決めた根拠資料は、委託契約の成果品とすべきである。

イ 誤差指数を表したグラフを見る限り、あまり合っていないように思う。誤差指数を計算した範囲等の資料も、それがなければ検査しようがないので、当然県は公文書として保管しているべきものである。

ウ 一般の報告書では、計算方法をまず書き、いくつかの計算例を示し、最後に様々なケースの計算結果を表やグラフで示すことが常識であり、解析された数字は常に後から検証可能なものでなければならない。成果品は後で検証できるようにすべきである。

(2) 受託業者が資料を保有している場合の情報提供

受託業者がその受託業務によって作成し、保有している資料については、県の承諾がない限り公表できないことなどから、受託業者が保有する資料も県に帰属すると考えている。

したがって、県は受託業者が保有している資料についても、引渡しを受けて提供すべきである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している要旨は、理由説明書等から総合すると、おおむね次のとおりである。

1 公文書の不存在について

(1) 各流域面積及び分水界図

ア 河川の流出計算で使用する面積は、河川整備計画で要求される流出計算の精度から、通常、放水路建設など分水界に大きな変更がない限り、過去に分析したデータをそのまま使用することとしている。平成14年度委託報告書で採用した分水界及びその流域面積は新たに分水界を定めて算定したのではなく、平成2年策定の犀川水系工事実施基本計画（以下「平成2年基本計画」という。）時のデータを引用している。

イ 平成2年基本計画の策定の協議打合せの際に、分水界を示す作業図や流域面積のチェックは行ったのではないかと考えられるが、その根拠となる作業図については、途

中の資料であるため成果品としなかったものである。

ウ 河川整備計画においては、流域面積は基礎的な資料であり、分水界の作業図もあれば良かったと思われるが、現に保有していない。

なお、公開した分水界を記載した縮小図でも河川整備計画の流出計算に必要な精度の流域面積のチェックができるものと考えている。

(2) 誤差指数等の資料

ア 誤差指数は平成14年度の業務委託の中で、流域の代表地点において、貯留関数法で算定した流量と実測流量観測値との比較検証を行い、その結果を成果品としてグラフで表現するとともに、違いを誤差指数という数字でも表現したものである。これは流出解析の条件を決める際に比較検討する目安となるもので、数値は参考として扱っている。

イ この誤差指数は、委託業者において委託業務を進める中で、関係する飽和雨量等の事項を県の確認を得ながら作成しており、平成14年度委託報告書にはこの計算過程については記載していない。

ウ 本件請求文書については、流出解析手法の計算過程における数値であるため、業務委託成果品とは扱っていないので、不存在である。

2 受託業者が資料を保有している場合の情報提供

委託契約で成果品として県に引渡しすべきと明記されていない場合は、県に帰属しないと解する。

法的には委託契約により成果品として県が引渡しを受けていない以上、県に帰属しないものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件請求文書の性格等について

本件公開請求に係る公文書は、犀川水系流出計算に使用されている各流域の面積及びその分水界を決めた根拠となる平面図並びに平成14年度委託報告書の飽和雨量と流出量の検証結果の誤差指数を計算した範囲及び貯留関数により計算した流量の根拠資料である。

3 本件公文書の不存在について

(1) 県が実施する設計業務委託の成果についての取決め等

県が実施する設計業務委託の成果については、特記仕様書に特別の記載のない限り、土木部調査関係共通仕様書によるが、その共通仕様書には「詳細設計の計算書は、計算に使用した理論、公式の引用文献並びにその計算過程を明記しておくものとする。」と記載されている。そこで実施機関は、特記仕様書に特別の記載のない限り、その目的とする最終成果のほか、重要な条件・採用した基準などは可能な限り記載するように努めているが、数値の根拠資料すべてについては膨大なものとなるため、成果品とはしていないとしている。

(2) 各流域面積及び分水界図について

実施機関は、平成14年度委託報告書において、各流域面積及びその分水界図については平成2年基本計画時の資料を採用しており、分水界を記載した縮小図が添付されている。しかし、(1)に述べた理由から、その作業に使用した地図等については成果品になっていないので、各流域面積及びその分水界を決めた根拠となる平面図については不存在であるとしている。

一方、異議申立人は、後から検証可能なように各流域面積等を決めた根拠資料はきちんと保管されていなければならないと、必ず存在していると思っていると主張しているため、この点について検討する。

実施機関は、各流域面積及びその分水界図は、河川整備計画で要求される流出計算の精度から、通常、放水路の建設など分水界に大きな変更がない限り、過去に分析したデータをそのまま使用することとしており、平成14年度委託報告書においても、各流域面積及びその分水界図は、前述のとおり過去に調査した資料を使用したとしている。

平成2年基本計画には分水界図を記載した縮小図を添付し、本件請求文書の各流域面積等を決めた根拠となる作業図は途中の資料であるため成果品としなかったと思われるとしており、この説明を覆すに足りる事実は認められない。

したがって、各流域面積及びその分水界を決めた根拠となる平面図について、実施機関が公開した分水界を記載してある縮小図以外に保有していないと主張する以上、不存在と認めざるを得ない。

(3) 誤差指数等の資料について

実施機関は、誤差指数を計算した範囲及び貯留関数により計算した流量の根拠資料について、この誤差指数は、委託業者において委託業務を進める中で、関係する飽和雨量等の事項を県の確認を得ながら作成したものであり、かかる根拠資料については設計業務委託の成果品となっていないので、不存在であるとしている。

一方、異議申立人は、解析された数字は常に後から検証可能でなければならないと、根拠資料は必ず保有していなければならないとしているため、この点について検討する。

実施機関は、誤差指数については、流出解析の条件を決める際に算定した流量と実測流量観測値を比較検討する一つの目安となるもので、誤差指数の数値は参考として扱っているとしている。したがって、本件請求文書である誤差指数の資料については、流出

解析手法の計算過程における数値であるため、成果品としなかったとしており、この説明を覆すに足りる事実は認められない。

したがって、実施機関が公開した誤差指数に関する資料以外に資料を保有しているものと認めることはできない。

以上のとおり、本件請求文書については、いずれも実施機関が設計業務委託契約の成果品とはしておらず、不存在であると認めざるを得ない。

4 設計業務委託の内容等について

異議申立人は、受託業者が本件請求に係る資料を保有しているはずであり、その資料は県に帰属すると主張するが、委託契約上、成果品として県に引き渡されていない文書については県に帰属しないものと解される。したがって、仮に受託業者が資料を保有しているとしても、その資料を県に引き渡すよう請求できない。

設計業務委託の成果品を作成するための根拠となった基礎的なデータについては、県ができる限り引渡しを受けて保有しているべきであると思われるので、今後、業務委託契約の内容についても検討することが望まれる。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
16.12.28	諮問を受けた。(諮問案件第57号)
17.2.16	実施機関(辰巳ダム建設事務所)から理由説明書を受理した。
17.2.22	異議申立人から意見書を受理した。
17.3.24 (第123回審査会)	事案の審議を行った。
17.5.13 (第124回審査会)	異議申立人から意見聴取を行った。
17.6.10 (第125回審査会)	実施機関の職員から意見聴取を行った。
17.7.14 (第126回審査会)	事案の審議を行った。
17.8.25 (第127回審査会)	事案の審議を行った。
17.10.27 (第129回審査会)	事案の審議を行った。
17.11.17 (第130回審査会)	事案の審議を行った。